

国際機構締結条約における第三国

長岡, さくら
九州大学大学院法学府博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/2322>

出版情報：法政研究. 70 (1), pp.181-211, 2003-07-22. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



国際機構締結条約における第三国

長岡 さくら

はじめに

(2) 当事者と第三国たる加盟国との法的関係
おわりに

はじめに

一 法典化の経緯と理論的前提

(一) 国際機構条約法条約草案検討開始に至る過程

(1) 国際連合創設以前の状況

(2) 国際連合創設以後

(二) 国家間条約における第三国の取り扱い

(1) 原則(第三四条)

(2) 例外(第三五条及び第三六条)

二 国際機構締結条約における第三国の取り扱い

(一) 国際機構締結条約における第三者の法的地位「原則」

(1) 原則(第三四条)

(2) 例外(第三五条及び第三六条)

(二) 国際機構締結条約における第三国の法的地位「加盟国の場合」

(1) 第三六条bisの提示とその削除に至る過程

一九世紀に入り、産業革命によって技術革新が進展し、

経済・商業活動の活発化がみられるようになった。そして、
国境を越えた人や物の移動が増すにつれ、国際的な相互依
存が高まり、国家は、いわゆる国際社会の一般利益を確保
するために国際協力を行うようになった。これを実現する
一つの手段として、国家間の合意に基づいて、共通の関心
事項を共同して処理するための国際行政連合や国際機構
(international organization)⁽¹⁾が創設されるようになった。
このようにして国際関係は、主権国家間の関係だけではな
くなった。二〇世紀に入ると、国際法主体(subjects of
international law; sujets de droit international;
Völkerrechtssubjekte)⁽²⁾に国家だけでなく国際機構も含ま
れるようになった。国家も国際機構もいずれも能動的な国
際法主体であるが、国際機構は国家と違い、派生的な国際
法主体とみなされている。

このような状況の下で、現在、「国際社会の『組織化』」という概念が盛んに用いられている。高野雄一教授はその著書において、現代を「国際組織が一般的なものメンバーを基礎とし、国際関係のあらゆる機能的分野を包括し、かつ全体として有機的な関連を以て展開している」と認識している。⁽³⁾ また最上敏樹教授は、この概念を「国際的諸問題の多国間処理、友好的な協力関係の広汎な制度化と恒常化」と捉えている。⁽⁴⁾ さらに横田洋三教授は、この概念を「国家によって構成されてきた国際社会が、多様な国際機構の出現によって、国家と国際機構が併存する複雑な構造に変化しつつある状況」と捉えている。⁽⁵⁾ このように、「国際社会の『組織化』」という流れ自体は認識されているものの、その定義はさまざまである。⁽⁶⁾

このような「国際社会の『組織化』」の流れの中で、国際社会は、伝統的国際法における水平的、分権的⁽⁷⁾な国家間関係という枠組みから如何にして抜け出し、現在の国際社会において、国際法はいかなる枠組みを取っているのだろうか。「国際社会の『組織化』」という現象を何かしらの法原理に投影して具体化・明確化することはできないだろうか。

本稿は、この問題を明らかにするため、国際制度

(international régime)⁽⁸⁾ という法原理に着目する。国際制度とは国際社会の一般利益のために設定されるものであり、条約の形で設定される。このような国際制度は、しばしば、それを設定した条約の当事国の範囲を越えて第三国⁽⁹⁾に法的効果を及ぼす。国際制度は条約の形で設定される。即ち、現代国際法において国際制度を設定することができるのは、能動的国際法主体である国家および国際機構ということになる。これを、国際制度を設定する条約を締結権者の種類により分類すると、国家間条約、国際機構間で締結される条約、そして国家と国際機構の間で締結される条約、とに分類できよう。

さて、これら国際法主体が締結する条約に関する問題は、国際連合国際法委員会（以下、ILCとする）で審議される条約が締結されている。⁽¹⁰⁾ よって、この問題を検討する際、ILCでの審議過程は重要な拠りどころとなるであろう。また、条約法についての議論は、国家間条約についてはすでに様々な観点から、かつ多数の国際法学者による検討が重ねられてきている。それに比べ、国際機構間で締結される条約及び国家と国際機構の間で締結される条約（以下、これらの条約を総称して国際機構締結条約⁽¹¹⁾とする）に関する問題は国家間条約ほど明らかになっていない。従って本

稿では、国際機構締結条約を検討素材とし、また国際制度を設定する条約は当事国の範囲を越えて第三国に法的効果を及ぼすことから、国際機構締結条約における第三国への法的効果の問題を対象とする。⁽¹²⁾

さらに、条約の当事者⁽¹⁴⁾に国際機構を含む場合、条約の第三国とは当該機構の加盟国である場合と非加盟国である場合とがある。当該機構の加盟国である場合、通常の第三国と同じ地位に立つのか、それとも異なる地位に立つのか、という国際機構締結条約に固有の問題が存在する。

そこで本稿は、国際機構締結条約が条約の第三国たる加盟国にどのような法的地位を与えるかという点についての検討を主たる目的とする。具体的には、国際機構締結条約は直接には当事国となっていない機構の加盟国に法的効果を及ぼすのか、またこれを肯定する場合、どのような範囲・程度で法的効果を及ぼすのか、ということが主たる論点である。

以下では、第一章において国際機構条約法条約法典化に至る経緯について概観した後、理論的前提として国家間条約における第三国の取り扱いについて取り上げる。そして第二章において、国際機構条約法条約草案における第三者の取り扱いについて、特別報告者 Paul Reuter の特別報告

書を中心に論点の整理を行う。これらを踏まえ、最後に若干の考察を行う。

- (1) 国際組織 (international institution) / 国際機関 (international agency) / 国際団体 (international body) とも呼ばれる。本稿では、以下、国際機構と称する。国際機構の定義には、政府間国際機構 (governmental organization) / 非政府間国際機構 (non-governmental international organization, NGO, 民間団体、民間国際協力団体と呼ばれることもある。) 及び多国籍企業とを合わせてこの用語を用いる広義の国際機構と、政府間国際機構を指す狭義の国際機構とがある。本稿ではこれを狭義に用い、国際機構を、「複数国家により、共通の目的達成のために、国際条約に直接基づいて設立された独自の主体性が認められた、常設的な機構」と定義する。
- 横田洋三編著『新版 国際機構論』（国際書院、二〇〇一年）、三六―三七頁、参照。なお、国際機構の概念については、植木俊哉「国際組織の概念と『国際法人格』」柳原正治編『内田久司先生古希記念論文集 国際社会の組織化と法』（信山社、一九九六年）、二八―四〇頁、で詳細に検討されている。
- (2) 国際法上の権利義務の直接の帰属者。ICJにおける損害賠償事件勧告的意見では、「国際法主体」を「国際的

- な権利及び義務を享有することができ、かつ国際請求により、その権利を主張する能力を有すること」と意味した。山本草二『国際法【新版】』（有斐閣、一九九四年）、一二二頁。小寺彰『国際組織』の誕生——諸国家体系との相剋——、柳原編、同上、一五頁。
- (3) 高野雄一、『国際組織法【新版】』（有斐閣、一九七五年）、三三八頁。
- (4) 最上敏樹「国際機構と国際社会の組織化——米国のユネスコ脱退を中心的素材として——」『世界法年報』六号（一九八六年）、二二二—二四頁。
- (5) 横田洋三「現代の主権国家と国際機構」『国際問題』三七八号（一九九一年）、三頁。
- (6) 田畑茂二郎教授は、「国際社会の『組織化』を「比喩的な表現」と捉えている。田畑茂二郎『国際法（第二版）』（岩波書店、一九六六年）、一九二頁。
- (7) Richard Anderson Falk, "International Jurisdiction: Horizontal and Vertical Conceptions of Legal Order", *Temple Law Quarterly*, vol.32 (1959), pp.295-320.
- (8) 国際制度の概念については様々な定義がある。例えば Hermann Mosler は、国際制度を設定する基準として以下の四点、即ち、①国際機構を設立するというよりはむしろ、国家領域や（公海や深海底を含む）水域、空域や宇宙空間といった公共の使用空間の地位、あるいは通信手段を規定する国家間の条約、②その規則の背景にある一般利益、③

その条約の非当事国によるその規則の受諾、あるいは少なくとも非当事国による黙認、④一般利益が存在する間、あるいは少なくとも長期の過渡期の時期の継続、を挙げている。本稿では、国際制度が条約の形で設定される点に重点を置き、「国際社会の一般利益のために、国際法主体間で条約の形で設定される制度」と定義する。Hermann Mosler, *The International Society as a Legal Community* (Sithoff & Noordhoff, 1980), p.223; また、国際制度について論じた文献に以下のものがある。小寺彰「国際機構の法的性格に関する一考察——国際機構締結条約を素材として——」（一）—（四・完）『国家学会雑誌』九三巻一—三三号（一九八〇年）、一一六〇頁、九四巻三・四号（一九八一年）、一一五三頁、九五巻五・六号（一九八二年）、五二—一〇七頁、九九巻九・一〇号（一九八八年）、四二—七五頁。林一郎「条約法と *pacta tertiis* 原則の例外としての objective regimes の検討」『明治大学大学院紀要』二八集二号（一九九一年）、三〇一—三一九頁。森川俊孝「国際制度の対世的效果」『横浜国際経済法学』二巻一号（一九九三年）、一一—二六頁。吉田脩「国際法における『国際制度』の新展開——国際社会の組織化現象の理論的再検討——」『国際法外交雑誌』九九巻三号（二〇〇〇年）、三一—六一頁。Ronald F. Roxburgh, *International Conventions and Third States: a monograph* (Longmans, 1917), 119p; Bruno Simma, "The Atranttic Treaty as a Treaty

Providing for an 'Objective Regime", *Cornell International Law Review*, vol.19 (1986), pp.189-209.

(9) 本稿では、これを「条約の非当事国」と定義する。条約法条約第二一条一項(b)は、以下のようは規定している。「『第三国』とは、条約の当事国にならざるべし。」

Lord McNair, *The Law of Treaties* (Clarendon, 1961; rep. 2000), p.309.

(10) 本条約は、以下に抄録が掲載されている。香西茂・安藤仁介「編代」『国際機構条約・資料集』(東信堂、二〇〇二年)、一四五―一五二頁。

(11) 本稿では、これを「国際機構を当事者とすべし条約」と定義する。

国際機構条約法条約第一条は、以下のようは規定している。

「この条約は、以下にいう適用する。

(a) 一あるいは複数の国家、および一あるいは複数の国際機構の間の条約、および

(b) 国際機構の間の条約。」

(12) 本条約及び国際機構締結条約に関する先行研究として以下の文献がある。G. E. do Nascimento e Silva, "The 1986 Vienna Convention and the Treaty-Making Power of International Organizations", *German Yearbook of International Law*, vol.29 (1986), pp.68-85; Hubert Isak and Gerhard Loibl, "United Nations Conference on the

Law of Treaties between States and International Organizations or between International Organizations", *Osterreichische Zeitschrift für öffentliches Recht und Völkerrecht*, vol.38 (1987), pp.49-78; Giorgio Gava, "A 'New' Vienna Convention on Treaties between States and International Organizations or between International Organizations: A Critical Commentary", *The British Year Book of International Law*, vol.58 (1987), pp.253-269; F. W. Vierdag, "Some Remarks on the Relationship between the 1969 and the 1986 Vienna Conventions on the Law of Treaties", *Archiv des Völkerrecht*, vol.25 (1987), pp.82-91; Karl Zemanek, "The United Nations Conference on the Law of Treaties Between States and International Organizations or Between International Organizations: The unrecorded history of its 'general agreement'", Karl-Heinz Bockstiegel et al. eds., *Völkerrecht, Recht der Internationalen Organisationen Weltwirtschaftsrecht: Festschrift für Ignaz Seidl-Hohenneldern* (Carl Heymann, 1988), pp.665-679; G. E. do Nascimento e Silva, "The 1969 and the 1986 Conventions on the Law of Treaties: A Comparison", Yoram Dinstein ed., *International Law at a Time of Perplexity: Essays in Honour of Shabtai Rosenne* (Martinus Nijhoff, 1989), pp.460-487.

(13) この問題について中心的に検討を行っている論文として以下の文献がある。小寺、前掲注(6)。二宮正人「国際機構締結条約の加盟国に対する効果の検討——国際法委員会(I.L.C.)国際機構条約法条約草案第36条 *bis* の提起した問題を切り口にして——」『学習院大学大学院法学研究科紀要 法学論集』創刊号(一九九三年)、一六三—一八九頁。

(14) 本稿では、「当事国」という場合には国を、「当事者」という場合には国と国際機構との双方を指すものとする。同様に、「第三国(third states)」という場合には国を、「第三者(third parties)」という場合には、国と国際機構の双方を指すものとする。

一 法典化の経緯と理論的前提

(一) 国際機構条約法条約草案検討開始に至る過程

(1) 国際連合創設以前の状況

一九世紀以降、国際社会では国際機構が数多く創設されるようになった。それに伴い、国際機構は国際法主体として条約を締結するようになる。その最初の例は一八七五年

一〇月四日に国際度量衡委員会(Comité International des Poids et Mesures)が締結した協定だと言われている⁽¹⁵⁾。しかし、国際機構の数が増加する一方で、国際機構締結条約の数は、国際連合(以下、国連とする)創設以前においてはそれほど多くない。特に第一次世界大戦以前は、国際機構が独立の国際法主体として条約の当事者となることは稀であり、国際機構に関する事項は加盟国間の条約で定められることが多かった。

第一次世界大戦終結後、国際連盟時代に、この傾向への変化の兆しがみられるようになる。例えば、この時代には、国際連盟の所在地に関する協定、ダニューブ河国際委員会による協定などが締結されている。

ところで、条約法は、国際法の中でも比較的古くから発達してきた分野の一つである。ところが条約法は、主権国家間の条約締結とそれらの解釈適用の慣行を通じて、徐々に形成されたため、必ずしも体系的ではなく、精密な諸規則を備えていなかった。このような欠陥を補うために、慣習法規を成文化するとともに、新規則を追加して全体を体系的に整序する作業が必要となった⁽¹⁶⁾。このため、一九世紀後半以降多くの国際法学者が条約法法典化の私案を発表したが、各国政府や国際法学者の念頭にあったのは専ら国家

間条約であつた。

一九二四年に国際連盟は国際法の法典化のため、専門家委員会を設置した。条約法は、この委員会が選んだ一一の研究テーマに含まれていたが、結局取り上げられなかった。また、ハーヴァード大学ロー・スクールを中心とする国際法研究グループによって、一九三二年から三五年にかけて条約法の研究が行われた。その成果は一九三五年に「条約法に関する条約案 (Draft Convention on the Law of Treaties)」として結実した。しかしこの草案の適用の対象もまた国家間の条約に限定されていた。

(2) 国際連合創設以後

これに対し、国際機構締結条約の数が飛躍的に増加し、その内容も多様になったのは第二次世界大戦以後のことである。国際機構が当事者となつて締結する条約の形式や内容は、その国際機構の目的や任務に応じて様々な種類を呼ぶこととなる。従つて、そこでは伝統的な条約の型にあてはまらない新しいタイプの国際的合意形式が考案され、伝統的な条約法の枠をはみ出す問題が、生じる可能性がある。⁽¹⁷⁾

第二次世界大戦によって中断されていた条約法の法典化事業は、第二次世界大戦後、国連に設置されたILCにお

いて、再度法典化が試みられることとなる。ここで、条約法の法典化事業は高い優先順位を与えられた。⁽¹⁸⁾しかし、ILCが条約法の法典化に慎重であつたこと、途中で他の分野の法典化が優先されたこと、⁽¹⁹⁾特別報告者が三回交替した⁽²⁰⁾ことなどから、条文化に至るまで二〇年近くも要することとなる。この法典化の試みの中で、初めて国際機構締結条約についても検討が行われた。

しかしILCは、国際機構締結条約をその適用の対象範囲に含めるか否かの問題に直面することとなる。⁽²¹⁾条約法がどのような規則で構成されようとも、その規則の適用範囲を明記する必要があるからである。一方、条約法の法典化を行う以上、その規則の適用範囲はできるだけ広いことが望ましい。そのためには、国際機構締結条約を適用範囲に含めなければならない。それは、各規定を複雑かつ難解なものとし、一步誤れば收拾のつかない混乱に導くおそれ⁽²²⁾があつた。従つて、早く法典化を達成するには、草案の対象から国際機構締結条約を除外し、国家間条約のみを対象とする諸規則の法典化を進める必要がある。ILCはこの⁽²³⁾いずれを選択すべきかで揺れ動いた。

最初の特別報告者James L. Brierlyは、当初、国際機構締結条約をもその適用対象としようとした。Brierlyは

その第一報告書において、条約を「二もしくは二以上の国家または国際機構の間において書面によって記録された合意であつて、その当事者間に国際法上の関係を確立するものをいう。」と定義した。⁽²⁴⁾

この Briery 原案は、暫定的に国際機構条約を草案の対象に含めることで大多数の委員の支持を受けた。⁽²⁵⁾ しかし、翌一九五一年に提出した第二報告書において Briery は、その対象を国家間条約に限定した。⁽²⁶⁾ しかし、これは国際機構締結条約をその適用対象から外すことを意図したわけではない。同年六月七日の ILC 第九八回会合において Briery は、まず国家間条約について草案を作り、その後で国際機構締結条約に適用する規則を、原案に対する修正あるいは追加の形で盛り込むとする提案を行った。⁽²⁷⁾

ILC はこの提案を採択した。⁽²⁸⁾ この決定を正当化するため、二つの理由が挙げられている。まず第一に、草案化を容易にするため、第二に、もしこれら二つの種類の条約が同一の規則に従わないことが分かったときに、国際機構締結条約という難しい問題を取り上げたことに對して、時期尚早の草案化との誇りを受ける恐れがあったからである。⁽²⁹⁾

一九五二年、Briery の辞任により特別報告者は、Sir Hersch Lauterpacht に変わった。Lauterpacht もその第

一報告書において、国際機構締結条約をその適用対象に含めた。⁽³⁰⁾ Lauterpacht は、国際機構締結条約を含む条約全般に共通する規則の作成だけでなく、草案第七部に「特殊な類型の条約に適用すべき規則及び原則」をも作成しようとした。⁽³¹⁾ しかし Lauterpacht は、具体的な条文規定を明らかにすることなく委員を辞任する。

そして一九五五年に特別報告者となった Sir Gerald Fitzmaurice もその第一報告書において、草案に国際機構締結条約に関する規定を含めようとした。⁽³²⁾ ILC における議論の結果、⁽³³⁾ まず国家間条約について条文化し、その後、これらの規定が国際機構締結条約にどの程度適用できるか検討することとなった。⁽³⁴⁾

さらに一九六一年に特別報告者となった Sir Humphrey Waldock も、翌一九六二年、その第一報告書において、国際機構締結条約をその適用対象に含めていた。⁽³⁵⁾ Waldock はまた、国際機構締結条約に関する章を草案の後ろの方に置こうとした。⁽³⁶⁾ ILC はここでもまた、まず国家間条約の問題に着手し、その後で国際機構締結条約についても検討するという方針を再確認した。⁽³⁷⁾

しかしその後、Waldock 草案中の諸規定から国際機構締結条約に関する部分を削除するよう提案する国が出てく

る。⁽³⁸⁾ これを受けて Waldock は一九六五年、その第四報告書において、国際機構締結条約に関する部分の削除を提案した。⁽³⁹⁾ ILC はこの提案を受け入れ、国際機構締結条約をその適用対象としないことが確定した。⁽⁴⁰⁾ しかし、Robert Ago, Paul Reuter, Shabtai Rosenne といった国際法学者である委員はこれに反対した。⁽⁴¹⁾ 即ち、この削除によって、国際機構相互間の条約だけでなく国際機構と国家間の条約までもがその適用対象から除外されることに不満を示した。⁽⁴²⁾

このような経緯を経て一九六六年七月一八日、ILC は最終草案を採択し、草案第一条を「この草案は、国家間において締結された条約に関するものである。」とし、国際機構締結条約をその適用対象から除外した。⁽⁴³⁾

これを受けて、国連条約法条約全権会議が、一九六八年と一九六九年の二会期にわたってウィーンで開催された。⁽⁴⁴⁾

その第一会期において、アメリカは、草案第一条に対する修正案を提出し、条約法条約が国家以外の国際法主体が締結する条約にも適用されるように求めた。⁽⁴⁵⁾ アメリカ案に対しては多数の反対があったが、特にチェコスロバキア代表 Josef Smejkal は、五つの理由を挙げて反対した。即ち、
① 国家間条約を規律する規則は長年の慣行によって確立し

ているが、国際機構締結条約は多くの特別な性質を有していること、② わずかな国際機構しか ILC 草案について見解を求められていないこと、③ 修正案が採択された場合には、多くの条文について変更を加える必要があるが、具体的な代案が提示されていないこと、④ 多くの国の代表団は、草案の適用対象の大幅な拡大への同意に必要な訓令を本国から受けていないこと、そして⑤ アメリカ案が採択されれば、ILC で採択された草案の枠組みから根本的に離れてしまうこと、の五点である。⁽⁴⁶⁾

これらの反対により、結局、この修正案は撤回された。⁽⁴⁷⁾ そして、この問題を ILC が研究することを国連総会に勧告するというスウェーデン提案が全会一致で採択された。⁽⁴⁸⁾ 国連総会は、この条約法会議の勧告に基づき、国際機構締結条約の問題の研究を行うよう ILC に勧告した。⁽⁴⁹⁾ この勧告に従って、ILC は第二二会期（一九七〇年）にこの問題をその作業計画に含め、小委員会を設けてこの問題に関する予備的検討に着手することとなった。⁽⁵⁰⁾

(二) 国家間条約における第三国の取り扱い

では、次に、国際機構条約法条約との比較という観点か

ら、国際機構はその適用対象からはずされているが、条約法の一般的枠組みを法典化した、一九六九年条約法条約⁽⁵¹⁾における第三国の取り扱いについて概観する。

(1) 原則 (第三四条)

国際法上、条約法の基本原則は「合意は拘束する (*pacta sunt servanda*)」であり、条約がその効力を発生すれば当事国を拘束し、誠実に遵守されなければならない⁽⁵²⁾。

一方、この原則と対をなす原則は「合意は第三者を害しもしない (*pacta tertiis nec nocent nec prosunt*)」であり、条約は通常、当事国限りの相対的な効果をもち、当然には第三国の権利義務を設定しない⁽⁵³⁾。ここで、法的な権利義務とは、国際法によって保証又は履行を強要される利益又は不利益で、具体的には、それが侵害された場合に法的な救済を受け得る利益、又は、国際法によって制裁を受けるべき不利益を指すとされている⁽⁵⁴⁾。一九六九年に締結された条約法条約第三四条においてもこの原則は維持されている。しかし、この原則はローマ法上の原則に直接由来するのではなく、国際法の最も基本的な原則の一つである主権平等原則に基づくものである⁽⁵⁵⁾。

(2) 例外 (第三五条及び第三六条)

しかし、この原則には例外が存在し、条約の非当事国である第三国に権利義務を設定する場合がある。条約の非当事国に対する法的効果はいわゆる合意原則に基づく場合と、合意原則から逸脱する場合とに分類することができよう⁽⁵⁶⁾。

国家間条約における第三国の取り扱い、前者、即ち、合意原則に基づく場合に組み込まれると考えられる。国家間条約を規律する一九六九年条約法条約は、第三四条において第三国の同意なしには権利義務を設定しないという原則を示した後、例外的に第三五条において第三国に義務を課す場合を、第三六条において第三国に権利を与える場合を示している。ここでは、第三国に権利を与え、また義務を課すことができる理論的根拠はどこに求められるのかという論点がある。

条約法条約第三四条から第三六条は、条約関係に第三国を組み込むことによつて、第三国に条約の効力を及ぼすメカニズムに関する規定である。ここで注意を要するのは、次の二点である。第一点は、第三国が条約関係に組み込まれ、第三国と当事国間に法的関係が創設されるという点である。これは、単に条約の効力が及ぶこと (反射的効力) だけを意味するのではない。単に条約の効力が及ぶ場合と

しては、例えば、最惠国条項、保護条約、関税同盟条約等が挙げられる。⁵⁷⁾ 即ち、AがAB間の最惠国条項を根拠に、BC間の条約上の規定を援用できるとしても、AがBC間の条約関係に組み込まれることはない。第二点は、第三国と当事国間に法的関係が設定されるにもかかわらず、依然として第三国は当事国という法的地位を得ていないという点である。⁵⁸⁾

条約法条約第三五条は、第三国に義務を課す場合について規定している。この規定では以下の三つの要件が必要とされている。即ち、①第三国の同意、②その国家が明示的にその義務を承認する事実（国家の単なる黙認は、それがたとえ明白なものであっても十分ではない）、③書面によるその義務の受け入れ⁵⁹⁾の三つである。⁶⁰⁾ なお、第三五条において「第三国」とは、「一つの国家」という意味で用いられている。⁶¹⁾

第三の要件、即ち、書面によるその義務の受け入れという要件に関して、第三国に義務を課す場合に、条約法条約の法典化作業の中で特別報告者及びILCによってとられた理論は、いわゆる「副次的な合意 (a collateral agreement)」⁶²⁾の理論である。即ち、第三国に義務を課すためには「書面による明示の同意」が必要であり、この同

意を、条約の当事国を一方の側とし、そして第三国を他方の側とする第二の合意とみなす理論である。

従って、これらから判断すると、第三国への義務の賦課はその条約の効力から生じるのではなく、第三国の受諾、即ち、後の合意によって生じるのであり、条約の成立後、第三国が加入によって条約上の義務を引き受ける場合と法的構造が似ているとみることができ⁶³⁾。このように、第三国に対して義務を課す場合の理論は、従来から確立している原則を明文化したものに過ぎない。

次に、条約法条約第三六条は、第三国に権利を与える場合について規定している。

この場合、草案段階におけるILCの審議においても困難があつた。⁶⁴⁾ まず「権利 (right)」と「反射的利益 (benefit)」にはいかなる差があるのかという問題があつた。ここで、「権利」とは、一般に「法によって保護された利益」とか、「その利益に関して認められる活動の範囲」と解されている。⁶⁵⁾

第三六条において「第三国」とは、「一つ以上の国家」を意味する。⁶⁶⁾ また、条約法条約は、この時にその国家の名称を明らかにすることを求めている。従って、この場合、不特定か特定かを問わず一つの国家、複数の国家、世界の

全ての国家いずれに対しても権利を与えることができる。

また、同意の要件に関して第三国に権利を与える場合に
とられた理論は、ILC委員によって見解の相違が存在す
る。つまり、ILCでの議論においては「副次的な合意」
の理論をとるのか「第三者のための契約 (contract for
the benefit of a third person; stipulation pour autrui)⁽⁶⁷⁾」
の理論をとるべきかで見解の相違がみられた。

委員のうち何人かは、「条約が第三国に対する利益を故
意又は偶然に与えるとき、第三国は唯一、第三国と条約の
当事国との間の副次的な合意の形を通じて実際の利益を得
ることができる。換言すると、義務の場合のように、条約
規定が、第三国が受け入れた当該第三国に対する権利の申
込を構成することを意図する時にのみ、権利は創設されう
る。」として「副次的な合意」の理論を主張した。⁽⁶⁸⁾ 但し、
受け入れの表明方法は義務の受け入れの場合とは異なり条
約によって提示された権利の単なる行使でよいとした。

一方、特別報告者を含む数人の委員は、「二つ以上の国
家が条約によって他国の為に権利を有効に創設することを
禁止する国際法はない。問題となるのは、条約当事国の意
図である。当事国の意思によって第三国に対して単なる利
益を与える条約と、第三国に権利を与える条約の間には区

別がある。後者の場合、他国が直接的に実施する法的権
利・利益を与える規定を得、かつ規定の遂行を得るために
当事国の一つの援助を求める必要はない。このような権利
は第三国と条約当事国との間のいかなる副次的合意も条件
としない。」として「第三者のための契約」の理論を主張
した。⁽⁶⁹⁾ 即ち、第三国に権利を付与する条約規定から直ちに
第三国に権利が生ずるとみた。⁽⁷⁰⁾ そして、この場合、第三国
がそれによって与えられた権利を否認する場合、明示的に
否認できるだけでなく、その権利を行使しないということ
を暗黙に否認することもできると主張した。

両者の主張をふまえて、ILCは両方の主張を満足させ
る規定を盛り込もうとした。また、議論の結果、受諾の要
件に関する両者の差はほぼなくなった。その結果、少なく
ともILCはどちらの理論も採用しなかったが、条約草案
のコメントリ及び採択された条約草案では主として「副
次的な合意」理論によっているとされている。⁽⁷¹⁾

また、権利を付与する場合に、いつその権利が確定する
のかについても、前述のいずれの理論を採るのかによって、
その帰結としていわゆる「申し込み説」⁽⁷²⁾をとるのか「創設
説」⁽⁷³⁾をとるのかで、議論の分かれるところとなった。⁽⁷⁴⁾ 「副
次的な合意」理論は「申し込み説」を採用し、「第三者の

ための契約」理論は「創設説」を採用したように思われる。権利を与える場合にどの理論を採用するのか、また権利の確定の時期をめぐる理論のいずれに際しても、問題となつたのは第三国の同意についてである。しかし、義務の場合の受諾 (expressly accepted) と異なり、権利の場合の第三国の同意 (assent) は非常に軽い意味となっている。それだけに、第三国の権利は、より厳密には条約規定（当事国の意思）によって創設されるのか、第三国の同意 (assent) を待って創設されるのかについて必ずしも明白となっていない。⁽⁷⁵⁾

結局、国家に対する権利付与の場合には、第三国の同意の形式として「推定される合意」まで認められたことで創設説に近い立場が採られたのではないかと考えられる。

(15) この協定の内容は、一八七五年五月二〇日、パリ郊外の Pavillon de Breteuil に設けられたこの委員会の事務局に関する行政的事項についてのフランス政府との間の了解である。但し、この見解に対して疑問視する見解もある。

Yearbook of the International Law Commission [hereinafter YILC], 1972, vol.II, p.173; Hungdah Chiu, The Capacity of International Organizations to Conclude Treaties and the Special Legal Aspects of the Treaties so

Concluded (Martinus Nijhoff, 1966), p.7.

(16) 小川芳彦「国際機構に関する条約法——その法典化の困難——」『法と政治』二五卷三・四号（一九七五年）、五五—五五五頁。

(17) 同上、五五三頁。

(18) ILC 規程第一五条は ILC の任務を、「便宜上」、狭義の「法典化」と「漸進的発達」に区分して定義している。即ち、狭義の「法典化」とは、「広汎な国家の實行、先例および学説が存在している分野において、国際法の規則のより正確な定式化および体系化」を意味するものとされる。また「漸進的発達」とは、「未だ国際法によって規律されていないか、国家の實行において法が未だ充分に発達していない問題について、条約草案を準備すること」を意味する。そして規程上は、それぞれについて、若干異なる手続が用意されている。即ち、「法典化」の場合には、總會との関係における ILC のイニシアチヴが明確に認められているのに対して、「漸進的発達」については、課題の發議その他における總會のイニシアチヴが、かなりはつきりと規定されている。村瀬信也「国際法委員会における立法過程の諸問題」『国際法外交雑誌』八四卷六号（一九八六年）、三三三頁。

(19) 海洋法、外交・領事関係法などの分野が次第に優先されていった。

(20) 条約法の法典化にあたって、特別報告者は Brierty,

Lauterpacht, Fitzmaurice, Waldock の四人である。

- (21) *YILC, 1972, vol.II, p.177.*
- (22) とりわけ各委員の頭を悩ましたのは、国家間の条約と異なり、国際機構締結条約はその歴史が浅く、一般的規則が未だ慣習法的に確立されていない点にあった。小川、前掲注(16)‘五五五頁。
- (23) 一九六九年条約法条約起草過程における国際機構締結条約の取り扱いの変遷の概要は以下にまとめられている。
YILC, 1972, vol.II, pp.177-178.
- (24) *YILC, 1950, vol.II, p.223.*
- (25) *YILC, 1950, vol.I, p.80, 51st meeting, para.75.*
- (26) *YILC, 1951, vol.II, p.70.*
- (27) *YILC, 1951, vol.I, p.136, 98th meeting, para.1.*
- (28) *Ibid.*
- (29) *YILC, 1972, vol.II, p.177, para.18.*
- (30) *YILC, 1953, vol.II, p.90.*
- (31) *Ibid., para.1.*
- (32) *YILC, 1956, vol.II, p.107.*
- (33) 第三六八回会合及び第三六九回会合において検討。
- (34) *YILC, 1959, vol.I, p.9, 481st meeting, para.28; YILC, 1972, vol.II, p.177, para.20.*
- (35) *YILC, 1962, vol.II, p.31.*
- (36) *Ibid., para.11.*
- (37) 一九五一年及び一九五九年の決定の再確認。 *YILC, 1962, vol.I, p.47, 637th meeting, para.28.*
- (38) *YILC, 1966, vol.II, p.291, p.313.*
- (39) *YILC, 1965, vol.II, p.12, para.7.*
- (40) *YILC, 1965, vol.I, p.3; Ibid., p.256, 811st meeting, para.104.*
- (41) *Ibid., pp.7-8, 776th meeting, paras.58, 66, 68.*
- (42) しかし委員会の全般的トーンは、削除提案を受け入れる方向に傾いていた。
- (43) *YILC, 1966, vol.I, part 2, 893rd meeting, p.138.*
- (44) I L O ' W H O ' I B R D ' U N E S C O ' I A E A とした国際機構ものの会議にオブザーバーを出席させることが認められ、国際機構に関連する問題について発言の機会が与えられた。
- (45) *United Nations Conference on the Law of Treaties, Official records, vol.3 (United Nations, 1971; rep. William S. Hein, 2001), p.110, para.24.*
- (46) *Ibid., vol.1, (United Nations, 1969; rep. William S. Hein, 2001), p.16, para.18.*
- (47) *Ibid., vol.1, p.20, para.64; Ibid., vol.3, p.110, para.26.*
- (48) *Ibid., vol.1, p.20, paras.66, 75; Ibid., vol.3, p.110, paras.27-28.*
- (49) 一九六九年十一月二日、国連総会決議二五〇一(XXIV)‘第五項。
- (50) *YILC, 1970, vol.II, p.310.*

- (51) 正式名称は、「条約法に関するウィーン条約 (Vienna Convention on the Law of Treaties)」である。一九六九年五月二三日採択、一九八〇年一月二七日発効。二〇〇三年六月一日現在、当事国は九六ヶ国である。
- (52) 条約法条約第二六条。
- (53) 但し、単なる反射的な利益又は不利益の及ぶことも禁止するものではない。経塚作太郎「条約の第三国に対する効力——条約法草案第三〇条〜第三四条を中心として——」『国際法外交雑誌』六七巻四号(一九六八年)、七一頁、参照。
- (54) 同上。
- (55) YILC, 1966, vol.II, p.226.
- (56) Paul Reuter, rev. et augm. par Philippe Cahier, *Introduction au droit des traités*, 3^e éd. (Presses Universitaires de France, 1995), p.94.
- (57) 宮崎繁樹「条約の第三国に対する効力(先例研究)」『国際法外交雑誌』六七巻四号(一九六八年)、一二三—一二四頁。
- (58) 小寺、前掲注(6)(1)、三二—三三頁。
- (59) ILCにおける草案段階では、「書面によって」ではなく「明示的に」と規定されていた。
- (60) Guido Napolitano, "Some Remarks on Treaties and Third States under the Vienna Convention on the Law of Treaties", *Italian Yearbook of International Law*, vol.3 (1977), p.76; 著者によつては「これを」①そのような義務を創設する条約当事国の意思の存在、②第三国による義務の受け入れの明示、の二つの条件と捉える。但し、ILCはどのようにして当事国の意思を確認するのかについては特定化してゐない。YILC, 1966, vol.II, pp.68-69; *United Nations Conference on the Law of Treaties, Official records*, *supra* note 45, vol.3, p.47, Article 31, para.1; Cristos I. Rozakis, "Treaties and Third States: a Study in the Reinforcement of the Consensual Standards in International Law", *Zeitschrift für ausländisches Recht und Völkerrecht*, vol.35 (1975), p.10.
- (61) Napolitano, *Ibid.*, p.77.
- (62) 「付帯的な合意」「付随的合意」と訳出されることもある。小川芳彦「国際法委員会条約法草案のコメント(三)」『法と政治』一九巻四号(一九六八年)、一四—一頁。中村道「条約と第三国——条約法条約第三四条の検討」藤田久一「研究代表」『平成四—五年度科学研究費補助金(総合研究A)研究成果報告書 条約法条約の逐条的研究』(一九九四年)、一四八頁。山本、前掲注(2)、六一—頁参照。
- (63) 経塚、前掲注(53)、七四頁。
- (64) Rozakis, *supra* note 60, pp.13-14.
- (65) 宮崎、前掲注(57)、一〇五頁。
- (66) Napolitano, *supra* note 60, pp.76-77.

(67) 英米法上、この理論は、「契約当事者でない者に利益を与える契約。制定法上別段の定めある場合を除き、コモン・ロー上このような契約は当事者間で有効であるが、第三者は契約当事者でなく約因 (consideration) を提供していないため法律上の請求をなしえない。」と説明されている。田中英夫「編代」『英米法辞典』(東京大学出版会、一九九一年)、一四四頁。

(68) *United Nations Conference on the Law of Treaties, Official records, supra note 45, vol.3, p.48, para.3.*

(69) *Ibid.*, para.4.

(70) 経塚、前掲注(53)、七五頁。

(71) Reuter, *supra* note 56, p.96.

(72) 受益者である第三者が、何らかの手段によってその権利の受け入れを表明するまでは、その条約規定は権利の申し込みを構成するにすぎないとする説。経塚、前掲注(53)、七五頁。二宮、前掲注(13)、一六八頁。

(73) 条約規定によって権利は直ちに創設されるのであって、受益者である第三者がこれを拒否しない限り、そして拒否するときまで存在する説。経塚、同上。二宮、同上。

(74) *United Nations Conference on the Law of Treaties, Official records, supra note 45, vol.3, p.49, para.7.*

(75) 経塚、前掲注(53)、七五頁。

二 国際機構締結条約における第三国の取り扱

ところで、前述したように、現代国際法上の国際法主体には国家だけでなく国際機構も含まれている。従って、条約の第三者効の問題についても、国家だけでなく国際機構に関する問題が提起される。Philippe Cahier によると、⁽⁷⁶⁾ 国際機構に関する問題には次の三つの場合があるとされている。即ち、第一に、国際機構に権利義務を及ぼす国家間条約についての問題、第二に、国際機構設立基本条約の当該国際機構の非加盟国に対する法的効果の問題、及び、第三に、一つの国際機構と一つあるいは複数の国家間で締結された条約の、その条約の非当事国に対する法的効果の問題⁽⁷⁷⁾ である。本稿では、このうち、第三の、「一つの国際機構と一つあるいは複数の国家間で締結された条約の、その条約の非当事国に対する法的効果の問題」について検討する。

国際機構締結条約については前述のような経緯を経て検討されることとなったが、ここで、国際機構条約法条約締結⁽⁷⁸⁾の過程において、ILCの特別報告者 Paul Reuter によって提出された特別報告書の中での、条約非当事国たる

機構の加盟国に対する法的効果についての論理構成について検討する。⁽⁷⁹⁾ 彼によって提出された第一ないし第一一報告書のうち、本稿の中心テーマである第三国たる加盟国に対する条約の法的効果について言及しているのは第六⁽⁸⁰⁾、第一〇⁽⁸¹⁾、及び第一一報告書⁽⁸²⁾である。この問題についての規定は最終的に削除されたが、当初、第三六条⁽⁸³⁾に規定される予定であった。

条約に関する国際法は、三つの条約、即ち、一九六九年条約法条約、条約についての国家承継に関するウィーン条約（一九七八年）、及び、国際機構条約法条約によって規律されている。⁽⁸³⁾ つまり、国家間条約と国際機構締結条約について、二つの条約法条約が別々に規律している。これらは互いに独立した条約ではあるが、密接な関係を持つている。この点について国際機構条約法条約には二つの特徴がある。第一に、一九六九年条約法条約は慣習法規則を明文化したものの割合が、漸進的発達にあたる割合よりもかなり大きい。これに対し、国際機構条約法条約は逆に、漸進的発達にあたる部分が慣習法規則を明文化したものよりも多いとされている。これは、各々の国際機構の機能が異なり、また国際機構自身が条約を締結し始めてそれほど年月が経っていないことに由来する。第二に、国際機構条約法

条約を起草するにあたって、ILCでの審議の際、特別報告書においてReuterが採ったアプローチがパラレリズムアプローチであった点である。⁽⁸⁴⁾ 即ち、Reuterは、国際機構条約法条約には原則として国家間条約——一九六九年条約法条約——と同様の規則が適用可能であるとの認識に立つ。従って、国際機構の特殊性に起因して規則の変更が余儀なくされる場合にだけ、国際機構に独特の規則を適用するとする。この考え方は概ねILCの他の委員によっても受け入れられたため、このアプローチによって起草が開始された。

従って、国際機構条約法条約は、形式的観点からは、一九六九年条約法条約と内容・条文番号ともにほぼ対応している。即ち、国際機構が締結する条約が第三国にどのような法的効果を及ぼすかという原則についても国家間条約の場合とほぼ同じ原則がとられている。但し、本稿が特に取り扱おうとする同条約第三六条⁽⁸⁵⁾の問題は、一九六九年条約法条約とのパラレリズムからの逸脱の例であると捉える見解もある。

またReuter自身は一九六九年条約法条約と国際機構条約法条約との適用関係をどのように考えていたのか。彼は、国際機構条約法条約が発効した際には、ある条約の当事者

である二つの国家と一つの国際機構が、三者ともに国際機構条約法条約の当事者であるならば、当該二国家間の条約関係も、国際機構条約法条約規則によって規律されるのが当然であると考えていた。⁽⁸⁶⁾これに対して、一部の委員は国際機構条約法条約が一九六九年条約法条約に優先するのは当然であるとの意見を述べている。⁽⁸⁷⁾その理由として、国際機構条約法条約は特別法であって、一般法たる一九六九年条約法条約との関係は、「特別法は一般法を破る」という国際法上の原則から、国際機構条約法条約が一九六九年条約法条約に優先する、としている。⁽⁸⁸⁾

(一) 国際機構締結条約における第三者の法的地位「原則」

国際機構条約法条約は、一九六九年条約法条約と同様、同条約第三四条ないし第三八条において、第三者に対する法的効果の問題を取り扱っている。但し、一九六九年条約法条約と同様の条文番号が付されているため、一見パラレルリズムアプローチが採用されているようにみえるものの、実質的な各条文の根拠付けは国家間条約の場合と異なっている。⁽⁸⁹⁾従って、一部の見解のように、第三国に関する規定のうち第三六条 *bis* だけをパラレルリズムアプローチからの

逸脱であると分析するのは、些か形式面を重視し過ぎているように思われる。以下では、国際機構締結条約において原則として第三者がどのような法的地位に立つのかを概観する。

(1) 原則（第三四条）

同条約第三四条は、一九六九年条約法条約と同じように、国際機構締結条約が第三者に対して権利義務を課さないという *pacta tertiis* 原則を確認している。この原則は「コンセンサスの基本的帰結の一つ」を表現しているに過ぎない。⁽⁹⁰⁾但し、この原則は「確認」されているものの、その根拠となる国際法上の法原理は国家間条約の場合とは異なっている。即ち、国家間条約ではその根拠となる法原理を国家の主権と独立に求めている。⁽⁹¹⁾これに対し、国際機構には主権も平等 (*equal*) もない。⁽⁹²⁾そのため、国際機構締結条約においてはその根拠を国際機構の機能に求めている。同条は、第一読段階では「国際機構相互間で締結される条約」と「国家と国際機構との間で締結される条約」に分けて条文化されていたものが第二読段階で一つにまとめて条文化された以外、特に問題なく採択されている。⁽⁹⁴⁾

(2) 例外（第三五条及び第三六条）

次に、同条約第三五条も先の条約と同じように、国際機構締結条約が例外的に第三者に対して義務を課す場合について規定している。同条草案は採択までの間に少しずつ修正が加えられている。草案の最終段階に至るまで、法主体の主権を保護する必要性の有無という観点から、第三国に義務を課す場合と第三者たる国際機構に義務を課す場合とを分けて論じていた。

第三国に義務を課す場合、国家間条約が第三国に義務を課す場合と同様の規定をおいている。国家の独立を保護するという目的から、書面による明示的な受け入れをその要件とする。第三国に義務を課す場合の規定は、第一読段階から採択されるまで本質的な修正は加えられていない。

これに対し、第三者たる国際機構に義務を課す場合の規定は、国際機構は「その活動の範囲内でない」義務を受け入れることはできない、従って、条約当事者は国際機構の活動の範囲外にある義務を創設させることはできないとの意見があった。⁽⁹⁵⁾そして、「その活動の範囲内で」しか義務を課せないことを条文中に明示しようとした。⁽⁹⁶⁾しかし、そもそも国際機構による受け入れは国際機構の関連規則⁽⁹⁷⁾に拠っ

ていて、また常に国際機構の権限は特定の範囲内に限られていることからこの文言は削除された。⁽⁹⁸⁾また、義務を課すための要件は、「曖昧でない方法で」⁽⁹⁹⁾という表現から「書面によつて」というより明確な表現に修正が加えられている。

最終的に、同条は最後の一文を除いてほぼ同様の規定となっており、一九六九年条約とのパラレルリズムが重要視されているように思われる。

さらに、同条約第三六条は国際機構締結条約が例外的に第三者に権利を与える場合を規定している。ところがこの場合には、国家間条約の場合と異なり大きな相違点がある。

その相違点は、第三者に権利を与える場合、いわゆる「推定される同意」が認められるか否かという点である。

国家間条約の場合、条約に別段の定めがない限り、特に反対がない限り同意したものと推定される。しかし国際機構の場合には、この規定をめぐって対立が起こり、条文草案への修正が何度かなされていく。この規定の Reuter による原案では、国家間条約の場合と同様に、国際機構締結条約の第三者に対する権利の付与は「推定される同意」が認められていた。しかしこの原案を検討した ILC の会合で、早くも第三者たる国際機構に対する「推定される同

意」を認める規定は削除され、その代わりに当該国際機構の同意は当該機構の規則に従って行われると修正され、最終的にこの修正された規定が盛り込まれた。⁽¹⁰⁾

このように第三者が国際機構である場合には、第三国に對する場合よりも厳しい規定が置かれている。このような相違はILCによって、国際機構は無制限の能力を付与されていないので、その結果、一般的に同意を推定することは不可能であるという事実によって正当化された。⁽¹⁰⁾ このような規定をおいた理由は「国際機構の、主観的権利 (subjective right) という意味での、実際の権利の概念はめつたにあらゆる事実に對応するものではないということとは、さらに議論が可能である。『機能』に對応する国際機構の『権利』、これを国際機構は勝手に修正する自由をもたない。換言すると、ある『権利』の国際機構による行使は、少なくともその加盟国については一般に『義務』の履行の問題ともなり、そのような理由で、国際機構の地位は国家の場合と完全に同等とみることができない。」⁽¹⁰⁾ からとされている。しかし実際は、後の Reuter の著書によると、国家間条約の場合に採られた推定される同意の理論は同意の形式をより柔軟に論じるための技術的工夫に過ぎないとされており、⁽¹⁰⁾ ILCでの報告書との間に溝がある。

また、第三国に権利を付与する場合、いつその権利が確定するのかという問題が常にある。国家の場合は第一章第二節で前述したとおりであるが、国際機構の場合には明示・黙示の同意が必要とされたため、「申し込み説」に近い立場が採られたのではないかとみる見解がある。⁽¹⁰⁾ しかし、ILCにおける報告書では、同条を裏打ちする法理論は「副次的な合意」でなく「第三者に對する契約を含む他の法理論である」としており、前述のような見解の妥当性には疑問が残る。

(二) 国際機構締結条約における第三国の法的地位「加盟国の場合」

(1) 第三六条 bis の提示とその削除に至る過程
では、国際機構締結条約において、国際機構の第三国たる加盟国に對する法的効果はどのように取り扱われているのか。この問題は、それまで一般国際法上になかった規則を新たに創設したかのように捉えられがちである。しかし、そのような捉え方は必ずしも正しくないであろう。特別報告者 Reuter も度々、この問題がそれまでに存在している一般原則の確認であることを表明している。⁽¹⁰⁾ この問題につ

いての条文草案（第三六条bis）は最終的に削除されているが、削除に至るまでの議論の過程を検討することによつて、第三国たる加盟国に一般国際法上どのような法的地位が与えられているのかを検討する。

この問題はILCにおいて、Reuter第六報告書（一九七七年）、ILC第二九会期（一九七七年）、ILC第三〇会期（一九七八年）、Reuter第一〇報告書（一九八一年）、Reuter第一一報告書（一九八二年）、およびILC第三四会期（一九八二年）に議論されている。次いで、国際機構条約法条約全権会議（一九八六年）で議論されている。⁽¹³⁾

(a) Reuter第六報告書（一九七七年）

Reuterは、その第六報告書で条約原案を提示している。ここでは、第三国たる加盟国に対する法的効果を及ぼす淵源となる文書を、国際機構の設立基本条約と国際機構締結条約自体の二つの側面から捉えようとする。⁽¹⁴⁾

まず、国際機構設立基本条約が淵源となるのは、当該機構の設立基本条約が国際機構締結条約の法的効果が第三国たる加盟国に及ぶことを規定している場合である（第一項⁽¹⁵⁾）。Reuterはこの問題を、加盟国の立場、および当該機構と条約を締結する当事者の立場の双方から考察を試みて

いる。⁽¹⁶⁾

これが明示の言葉で規定されている場合、第三国たる加盟国は国際機構締結条約の当事国となる。⁽¹⁷⁾ なぜならば、加盟国はこの場合、設立基本条約に加入し当該機構の加盟国となった時点で、前もって国際機構締結条約が加盟国に法的効果を及ぼすことに同意しているからである。これを当該機構と条約を締結する当事者の立場から検討した場合、当該条約が、加盟国が正式には当事国とならなくとも、当該条約の法的効果が当該機構の加盟国に及ぶこと、即ち、加盟国に権利義務が設定されることを規定していれば問題とならない。

また、これが明示の言葉ではないが規定されている場合も、国際機構締結条約の法的効果は加盟国に及ぶ。⁽¹⁸⁾ これは、国際機構と条約を締結する当事者（co-contractor）は、当該機構の設立基本条約の内容を周知している、かつ、国際機構が国際協定を締結する条件を周知している、とみなされるべきであるという理由による。これは、いわゆる「取引の安全」を重視しようとする趣旨と思われる。また、国家は完全な国際法主体であるのに対し、国際機構は国際法主体としての能力が限定されており、さらに、国際機構の権利能力に関する一般的規則が存在しないことに鑑み、

このような規定を置く必要性があると思なされたのである。

もう一つの場合、即ち、国際機構締結条約自体が淵源となるのは、国際機構締結条約の内容が当該機構の加盟国の権限に含まれると考えられる場合である(第二項)⁽¹¹⁹⁾。即ち、国際機構締結条約の内容が当該機構の権限内にあると考えられる場合には、その法的効果は加盟国に及ばないこととなる⁽¹²⁰⁾。この場合、第三国たる加盟国への法的効果は、権利を与える場合は権利の推定を、義務を課す場合には義務の黙示的受諾の可能性をもたらす。第三国たる加盟国へ義務を課す場合、当該加盟国による受諾によって義務が確定する⁽¹²¹⁾。このような条項が設けられた背景には、国際機構の権限配分の問題が存在する。国際機構とその加盟国間の権限配分は明確でないことが多い。しかも、その権限配分は時により変化することがある。従って、ここでもまた、国際機構と条約を締結する当事者を保護しようとする意図が働いていると考えられる。

以上の点を比較すると、第三六条 bis 第一項と第二項は三つの相違点があるだろう。まず第一点は、第三国たる加盟国に法的効果を及ぼす淵源となる文書についてである⁽¹²²⁾。即ち、その法理論構築の出発点についてである。第一項では、これが国際機構の設立基本文書であるのに対し、第二

項では国際機構締結条約自体となる。第二点は、第一項は、設立基本文書に国際機構締結条約が第三国たる加盟国への法的効果を及ぼすことを規定している国際機構が締結する全ての条約を対象とするのに対し、第二項はすべての国際機構を対象としているが、国際機構締結条約の内容が当該機構の加盟国の権限に含まれると考えられる条約についてのみ対象とする⁽¹²³⁾。第三点は、第一項の及ぼす法的効果は自動的であるのに対し、第二項の場合は権利付与の場合は推定を、義務の賦課の場合は義務の黙示的受諾の可能性を示しているにすぎない⁽¹²⁴⁾。

(b) ILC 第二九会期(一九七七年)

上記のように Reuter が提示した理論は、一九七七年の ILC 会合において激しい議論にさらされた。ここでは、まず特別報告者 Reuter による条文案の要点説明が行われ、これを受けて議論がなされた⁽¹²⁵⁾。Reuter はこの条文の目的を、国際機構締結条約の一方の当事者が、どの程度まで当該機構の加盟国ではなく当該機構自体であるのか、という疑問に答えることとした⁽¹²⁶⁾。

この会期で Reuter が提示した理論に対する見解は、主として二つに分類される⁽¹²⁷⁾。一つは、各委員のアプローチ方

法は多様ではあるが、本条によって提起される問題が基本的なものであり、何らかの解答が与えられなければならないとする立場である。⁽¹²⁸⁾ 他方は、この規定に対して反対する立場である。⁽¹²⁹⁾

これらを踏まえて、本条は起草委員会へ付託された。なお、起草委員会での審議は、第二九会期においては時間的余裕がなかったため、第三〇会期に審議が回された。

(c) ILC第三〇会期（一九七八年）

翌一九七八年のILC会合において、起草委員会の報告に基づき、再度、この問題が取り上げられた。この会合で挙げられた、この条項の妥当性への疑問の一つは先例として挙げられたEECの先例への疑問であった。⁽¹³⁰⁾ ここでは特に社会主義国家や発展途上国から、EECのような機構の場合には各加盟国の条約締結能力を機構へ置き換える超国家的機構の場合であって、このような国家の主権を放棄する場合を先例として一般化することは認められないとの反発があった。⁽¹³¹⁾ また、関税同盟・国際機構の特権免除条約等の事例の妥当性についても委員の一人が強く反対を示した。⁽¹³²⁾

その他、ILCでの議論は「どのような根拠に対して、どのような事例について、どの程度まで、この制度を融通

のきくものにするか」という点に集中した。議論の結果、一九七八年草案では、「条約の締結時に適用される当該機構の関連規則が、当該機構の加盟国が当該機構が締結する条約に拘束されることを規定している場合に、第三国たる加盟国へも法的効果を及ぼす。」とし、その対象とする条約の範囲を拡大している。

結局、一九七八年の第一読段階においては各国等のコメントを踏まえ更に再検討することとし、括弧付で採択されるに留まった。⁽¹³³⁾

(d) Reuter 第一〇報告書（一九八一年）

第一読段階におけるILCの審議を受けて、Reuterは第一〇報告書において修正案を提示した。その修正案には次のようなコメントリーが付されていた。第三六条bisには基本的に三つの立場が存在する。第一は、第三六条bisを削除しようとする立場であり、⁽¹³⁴⁾ 第二は、第三六条bisに好意的であり、⁽¹³⁵⁾ そして第三は、基本的には第二の立場と似通っているが、この条文をそのまま認容するのは困難があるという立場である。⁽¹³⁶⁾

第三の立場が求めた変更点は、①国際機構締結条約が当該機構の加盟国に義務を課すためには、これらの国の同意

が必要であることを明記し、②第三六条での権利創設に関する柔軟な規定に鑑み、本条では義務の創設のみに言及し、③機構加盟国の同意が導かれる承認は、条約交渉に参加する国及び国際機構だけでなく、機構加盟国によってもなされたものであることを必要とする、という点であった。これを受けて、Reuter は同意の要件に関して、「締結時に適用される国際機構の関連規則が加盟国が拘束されることを規定している場合、もしくは当事者及び加盟国が条約の適用が必然的にそのような法的効果をとまなうものであることを認めた場合」とし、「黙示的同意」をはずす修正を行った⁽¹⁷⁾。但し、このような立場を原則的に支持したのは主として EC 諸国出身の委員たちであり、多くの委員は、本条が提起する問題の所在は認めつつも対応の複雑と困難さから、現段階では機構の関連規則を離れて直接的な関係の法的基盤を設けることを疑問視していた。

(e) Reuter 第一一報告書（一九八二年）

前年の Reuter 第一〇報告書を受けて行われた ILC 第三三会期（一九八一年）では、時間が足りずこの問題についての十分な議論ができなかった。

従って、翌一九八二年の Reuter 第一一報告書では新た

な提案は行われなかった。

(f) ILC 第三四会期（一九八二年）

Reuter による第一〇・第一一報告書を受けて行われた ILC 第三四会期（一九八二年）では、同意の要件に関して二度目の修正が行われた。この修正で、一九六九年条約法条約が採用した黙認の考え方に代えて放棄の考え方を導入した。これは、国際機構は国家のように中央集権的な組織ではないので迅速な対応を行えないという事情もあって単なる沈黙に基づいて法的効果が生ずることを避けることにより国際機構を保護する目的である。この修正により、同条後半部分が「同意に関する明白な表明」と規定され、「明示的同意」が要件として規定され、これが最終草案として採択された⁽¹⁸⁾。

最終的に ILC によって採択された枠組みは、以下の通りである。第三六条 *vis* によって国際機構の加盟国に権利義務を課すには以下の三つの要件が求められている。即ち、①国際機構締結条約の当事者たる国家及び機構の明示の同意、②条約の当事者ではない国際機構の加盟国の「前もつての」同意、及び③その条約の関連する規定によって拘束されるためのその機構の加盟国の同意が適宜にその交渉国

及びその交渉国際機構に知らされることの三要件が必要とされたのである。⁽¹³⁹⁾

(g) 国連国際機構条約法条約全権会議（一九八六年）

前述のような経緯を経て採択された草案は、その後国連国際機構条約法条約締結全権会議の議論を経た後、結局削除されることとなった。⁽¹⁴⁰⁾ 全体委員会においては五つの修正案が提案され、そのうちオランダ提案⁽¹⁴¹⁾、スイス提案⁽¹⁴²⁾、ILO・IMF・国連共同提案⁽¹⁴³⁾はいずれもILC草案の意図するところを明確化または簡潔化することを意図したものであった。ソ連案は、権利又は義務の発生について加盟国の同意の要件をさらに厳格化しようとするものであり、オーストリア・ブラジル提案は本条の削除を求めるものであった。⁽¹⁴⁴⁾ 条文の削除は以下の理由による。即ち、国際機構は、目的、構造、機能、性格において相互に異なっており、機構と加盟国との間を規律する関係を一般的に規定することはほとんど不可能に近いためである。また、条約と第三国あるいは第三者たる国際機構に関する一般規則である「同意原則」は同条約第三四条に規定されているので、本条を維持する必然性がないのではないかという理由であった。

そして、第三六条 *bis* の削除に伴って新たに前文一三段落及び第七四条三項が追加されることとなった。⁽¹⁴⁵⁾

(2) 当事者と第三国たる加盟国との法的関係

前述のように、第三六条 *bis* において提示された問題は、国際機構条約法条約によって新たに創設された法規則ではなく、それまでに存在している規則を確認しようとしたに過ぎない。第三六条 *bis* について検討するとき、即ち、本稿の目的である国際機構締結条約の第三国たる加盟国への法的効果の問題を検討する上で最も重要と思われる点は、当事者と第三国たる加盟国の間に直接の法的関係が設定されるか否かという点である。Reuterもこの点について、条約原案を提示した第六報告書において「国際機構締結条約の当事者は、直接に当該機構の加盟国に機構によって締結された条約の遵守を要求することができるか」、「加盟国は、条約当事者に対して、直接に条約規定を援用することができるか」という二つの問題提起を行っている。⁽¹⁴⁶⁾ また、この点が肯定された場合、副次的な問題として、その法的関係が設定される時期も問題となる。

国際機構は、国家とは独立した独自の国際法主体である。その反面、国際機構は派生的な国際法主体であるため、人

的・物的な側面において加盟国に拠るところが多い。これは、国際機構設立基本文書の中で加盟国の一般援助義務として具体化される。その限りでは、国際機構締結条約の当事者と加盟国との間に設立基本文書を媒介とした間接的な法的関係が設定されるといえよう。

では、国際機構締結条約の当事者と第三国たる加盟国の間に直接の法的関係は設定されるのか。Reuter によって提示された理論によると、少なくとも、国際機構設立基本条約やその関連規則が明示の言葉で、国際機構締結条約が加盟国へ法的効果を及ぼすことを規定している場合には、第三国たる加盟国は条約の当事国となり直接の法的関係が設定される。この場合、前述のように、国際機構の加盟国は、当該機構の加盟国となる時点で国際機構締結条約が加盟国へ法的効果を及ぼすことを承認している。また、国際機構と条約を締結する当事者にとっても、これが明示の言葉で規定されていることから条約の履行の安全性をもたらす。即ち、国際機構締結条約の当事者と第三国たる加盟国の間に直接の法的関係が設定されると考えるのが妥当であろう。この場合、その具体的な法的関係が設定される時期は、当事者にとってはもちろんのこと加盟国にとっても国際機構締結条約の締結時と捉えるのが自然であろう。

しかし、国際機構設立基本条約等に明示の言葉で規定していない場合には問題は複雑となる。確かに国際機構と条約を締結しようとする当事者を保護することも必要である。と同時に、国際社会の独立した国際法主体でもある国際機構の加盟国を保護する必要性もあろう。従って、このような場合に、一概に直接の法的関係が設定されると断言することはできまい。少なくとも、個々の事例を慎重に検討する必要があると思われる。

(76) Philippe Cahier, "Le problème des effets des traités à l'égard des États tiers", *Recueil des Cours de l'Académie de droit international de La Haye*, vol.143 (1975), p.698.

(77) 但し、ILCにおいては、国際機構と国家間だけでなく、国際機構間でも条約を締結することができるとされた。

(78) 正式名称は、「国と国際機関との間または国際機関相互の間の条約についての法に関するウィーン条約 (Vienna Convention on the Law of Treaties between States and International Organizations or between International Organizations)」である。一九八六年三月二一日採択。二〇〇三年六月一日現在、未発効。

(79) 国際機構条約法条約の審議過程の一部について翻訳を

行ったものに、以下の文献がある。小川芳彦「国際機構の締結する条約(一)(二)(三)」『法と政治』二四巻二号(一九七三年)、一五七—一八九頁、二四巻四号(一九七四年)、四九—八二頁、二六巻三・四号(一九七五年)、一五五—一九五頁。金井英隆「国際組織締結条約に関する国際法委員会の審議(一)——(二六・完)」『帝塚山大学論集』二九号(一九八〇年)、五二—七二頁、三〇号(一九八〇年)、五一—八二頁、三一号(一九八〇年)、七九—九七頁、三二号(一九八一年)、二八—五一頁、三三号(一九八一年)、二七—五七頁、三四号(一九八一年)、二八—六八頁、三六号(一九八二年)、二九—五八頁、三七号(一九八二年)、二七—七四頁、三八号(一九八二年)、一〇—一二七頁、三九号(一九八二年)、一〇—一三三頁、四二号(一九八三年)、四六—八六頁、四四号(一九八四年)、四〇—六四頁、四七号(一九八五年)、四〇—七九頁、四八号(一九八五年)、三一—四〇頁、四九号(一九八五年)、四一—七五頁、五一号(一九八六年)、七二—一〇五頁、五二号(一九八六年)、四五—七〇頁、五三号(一九八六年)、五五—七五頁、五四号(一九八六年)、五九—九二頁、五五号(一九八七年)、二七—四七頁、五六号(一九八七年)、二七—四九頁、五九号(一九八八年)、二七—五一頁、六〇号(一九八八年)、二九—五〇頁、六三号(一九八九年)、五九—八〇頁、六六号(一九八九年)、三七—七三頁、六七号(一九九〇年)、五四—七六頁。

- (80) YILC, 1977, vol.II, part 1, pp.128-133.
- (81) YILC, 1981, vol.II, part 1, pp.65-69.
- (82) YILC, 1982, vol.II, part 1, pp.8-9.
- (83) Shabtai Roseme, *Developments in the Law of Treaties 1945-1986* (Cambridge University Press, 1989), pp.2-3.
- (84) パラレリズムアプローチについては、以下の文献を参照のこと。酒井啓宣「条約当事者としての国際機構——二つのウィーン条約の『パラレリズム』から見た法的地位——(一)(二・完)」『法学論叢』二二八巻三号(一九九〇年)、三〇—五〇頁、二二九巻三号(一九九一年)、八五—一〇七頁。比屋定泰治「国際機構条約法条約における国際機構の法的地位に関する一考察(一)——条約締結能力に対する制限と同意の有効性——」『名古屋大学 法政論集』一八四号(二〇〇〇年)、二二二—二二七頁。
- (85) YILC, 1974, vol.I, p.128, para.34; 酒井、同上(二・完)、七五頁、脚注六一。また、パラレリズムアプローチからの逸脱とみられる条文が以下の文献に列挙されている。
United Nations Conference on the Law of Treaties between States and International Organizations or between International Organizations: Official Records, vol.I (United Nations, 1995), p.xiv.
- (86) YILC, 1974, vol.I, p.125, para.12.
- (87) このような考え方をしたのはイラク出身の委員、Mus-

- tafa Kamil Yaseen による。
- (88) E. W. Vierdag, *supra* note 12, pp.86-87.
- (89) 具体的な各条文の根拠づけ・国家間条約の場合との比較は本文を参照のこと。
- (90) *YILC*, 1982, vol.II, part 2, p.42.
- (91) *YILC*, 1966, vol.II, p.226.
- (92) *YILC*, 1977, vol.II, part 1, p.120, para.6.
- (93) *YILC*, 1978, vol.II, part 2, p.131.
- (94) *YILC*, 1982, vol.II, part 2, p.42.
- (95) *YILC*, 1978, vol.II, part 2, p.133.
- (96) *Ibid.*
- (97) 「国際機構の関連規則」とは、設立基本条約だけでなく、国際機構の規則 (statute) を構成する諸規則 (rule) の総体を指す。また、国際機構条約第六条との整合性を保つため、同条と同様の文言を使用している。*YILC*, 1977, vol.II, part 1, p.128.
- (98) *YILC*, 1982, vol.II, part 2, p.42.
- (99) *YILC*, 1977, vol.II, part 1, p.127.
- (100) その後も条文の段落の組み替えや細かい文言の修正はあるが、実質的な内容の枠組みは本条約が採択されるまで維持されている。
- (101) *YILC*, 1978, vol.II, part 2, p.133.
- (102) *Ibid.*, footnote 618.
- (103) Reuter, *supra* note 56, p.95.
- (104) 二宮、前掲注(13)、一六九頁。
- (105) *YILC*, 1982, vol.2, part 2, p.43.
- (106) *YILC*, 1977, vol.II, part 1, p.130, para.6.
- (107) *YILC*, 1977, vol.II, part 1, pp.129-133; 金井、前掲注(95)(100)、一一九-一二九頁、参照。
- (108) 同上(111)、五二一-六〇頁、参照。
- (109) *YILC*, 1978, vol.II, part 2, pp.134-135; 同上(115)、六七-七一頁、参照。
- (110) *YILC*, 1981, vol.II, part 1, pp.65-69, paras.92-104.
- (111) *YILC*, 1982, vol.II, part 1, p.9, paras.26-29.
- (112) *YILC*, 1982, vol.II, part 2, pp.43-47.
- (113) *United Nations Conference on the Law of Treaties between States and International Organizations or between International Organizations; Official Records, supra* note 85, 2 vols.
- (114) *YILC*, 1977, vol.II, part 1, p.130, para.8.
- (115) *Ibid.*, pp.129-130, paras.1-7.
- (116) *Ibid.*, p.129, para.2.
- (117) *Ibid.*
- (118) *Ibid.*, pp.129-130, paras.2-3.
- (119) *Ibid.*, pp.130-133, paras.8-14.
- (120) *Ibid.*, p.132, para.12.
- (121) *Ibid.*, p.133, para.13.
- (122) *Ibid.*, p.130, para.8.

- (123) *Ibid.*, pp.130-131, para.8.
- (124) *Ibid.*, p.131, para.8.
- (125) *YILC, 1977*, vol.I, pp.134-143.
- (126) *Ibid.*, p.134, para.32.
- (127) *Ibid.*, p.142, para.1.
- (128) この立場を採ったのは Robert Ago, Mohammed Bedjaoui, Juan José Calle y Calle, Jorge Castañeda, Leonardo Díaz González, Abdullah El-Erian, Laurel B. Francis, S. P. Jagota, Frank X. J. C. Njenga, C. W. Pinto, R. Q. Quentin-Baxter, Willem Riphagen, Milan Šahović, Stephen M. Schwebel, José Sette Câmara, Sompong Sucharitkul, Abdul Hakim Tabibi, Doudou Thiam, 韓國 十段 Stephan Verosta, Alexander Yankov, 同。°
- (129) この立場を採ったのは Emmanuel Kodjoe Dadzie, N. A. Ushakov 同。°
- (130) *YILC, 1978*, vol.II, part 2, p.134, Article 36*bis*, para. 4.
- (131) *Ibid.*
- (132) *Ibid.*, p.135, Article 36 *bis*, para.5.
- (133) *YILC, 1978*, vol.I, p.203, Article 36*bis*, para.41.
- (134) この立場を採ったのは 白ロシア共和国・ウクライナ共和国・ソ連・CMEA 同。° *YILC, 1981*, vol.II, part 1, p.66, para. 93.
- (135) この立場を採ったのは、ドイツ連邦共和国・EEC で 同。°
- (136) この立場を採ったのは カナダ 同。°
- (137) *YILC, 1981*, vol.II, part 1, p.69.
- (138) *YILC, 1982*, vol.I, p.263, para.40.
- (139) do Nascimento e Silva, *supra* note 12, p.81.
- (140) *United Nations Conference on the Law of Treaties between States and International Organizations or between International Organizations: Official Records, supra* note 85, vol.II, p.72, para.87.
- (141) *Ibid.*, A/CONF.129/C.1/L.50.
- (142) *Ibid.*, A/CONF.129/C.1/L.51.
- (143) *Ibid.*, A/CONF.129/C.1/L.56 and L.65.
- (144) *Ibid.*, A/CONF.129/C.1/L.62.
- (145) *Ibid.*, A/CONF.129/C.1/L.49.
- (146) *Ibid.*, para.89.
- (147) *YILC, 1977*, vol.II, part 1, p.129, para.1.

おわりに

国際機構条約法条約第三六条 *bis* の削除に伴って挿入された前文一三段落及び第七四条三項は、いずれもこの条約が当該国際機構の規則によって規定される国際機構及びそ

の加盟国間の関係に影響を及ぼさないことを確認したものである。第七四条三項に着目してみると、同項は「この条約は、国際機構が当事者である条約から生ずる当該国際機構の加盟国の義務及び権利に関するいかなる問題についても予断を下しているものではない」と規定しており、また、前文一三段落は「本条約においていかなるものも国際機構の規則によつて規定される国際機構及びその加盟国間の関係に影響を及ぼすものでないことを確認し」と規定している。

先の節では、少なくとも一定の条件下においては国際機構締結条約の当事者と第三国たる加盟国の間に直接の法的関係が設定されることを示した。しかし、それ以外の場合も直接の法的関係が設定されることが否定されたわけではない。前文一三段落及び第七四条三項で言及されている点を鑑みると、一般国際法上、第三国たる国際機構の加盟国に対して法的効果を生ずるような国際法が存在する可能性は十分ある。⁽¹⁴⁾ また、この問題を検討した Isak 及び Loibi は、その著作の中で「この解決の採択によつて、国家は、この問題に関して決定する権限を国際機構に委譲した。」と述べている。⁽¹⁵⁾

この条約採択後、この問題についての議論は中断したま

までである。その理由は、条約審議の過程においても指摘されたように、この問題に関連する事例がそれほど多くないという点にも原因がある。従つて、一般国際法上どのような規則が成り立っているのかというのはまだ不確かな点が多いが、今後の実行を待つて議論が行われ、より明確となるろう。

ところで本稿は、「国際社会の『組織化』」という現象を国際制度という法原理に投影して明確化しようとした。本稿で検討した国際機構締結条約は、(条約の当事国ではない国際機構の加盟国の同意を要件とした上ではあるが) 条約の第三国たる加盟国への法的効果を認めた点で、*pacta tertiis* 原則を打ち破るものといえよう。即ち、「国際社会の『組織化』」という現象を、一部分ではあるが法原理に投影できたのではないかと考える。

しかし、冒頭で述べたとおり、国際制度とは国際機構締結条約によつてのみ創設される制度ではない。国家間条約によつて創設されることもあるし、また、特に国連のような国際社会の大多数の国家が参加する国際機構の中で創設されることもある。但し、本稿では国際機構締結条約に焦点を絞つたため、それらについて検討することができなかった。それらについての検討をこれからの検討課題と

し、本稿の締めくくりとしたい。

(148) 国際法が完全でないと捉えると、国際法の適用が問題となった状況において適用する国際法規則が存在しないことがあり得る。朴培根「国際法規則の不存在と国際法上の合法性の判断」『法政研究（九州大学）』六三卷二号（一九九六年）、二二六―二七頁。

(149) Isak and Loibl, *supra* note 12, p.72.

附記 本稿は、修士論文の一部に加筆・修正したものである。